

安堵町就学援助費事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、安堵町が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(就学援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象となる者は、安堵町に住所を有し、かつ国もしくは地方公共団体が設置した小学校又は中学校に在学する児童及び生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、安堵町以外の地方公共団体から就学援助を受けている者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という）第6条第2項による保護を受けている者（要保護者）
- (2) 前号に規定する者に準ずる程度に困窮していると認める者（前号に規定する需要額の1.3倍未満の世帯に属する保護者とする）（準要保護者）
- (3) その他災害、失業等で、教育長が特に就学援助の必要があると認める者

(就学援助の対象とする費目及び援助の範囲)

第3条 就学援助については、次の各号に掲げる費目を支給することとする。ただし、法第12条に規定する生活扶助の決定を受けている者に対しては第4号に掲げる費目について、法第13条に規定する教育扶助の決定を受けている者に対しては第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる費目について、それぞれ支給しないものとする。

(1) 学用品費等

ア 学用品費

児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）の購入費

イ 通学用品費

児童生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費

ウ 宿泊を伴わない校外活動費

児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

(2) 宿泊を伴う校外活動費

児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科

(3) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(4) 新入学用品費

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き)の購入費

(5) 医療費

学校保健法施行令(昭和33年政令第174号)第7条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額

(6) 学校給食費

児童生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

(7) 共済掛金

児童生徒の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る共済掛金

(8) PTA会費・生徒会費

保護者が負担することとなる額

2 前項に定める費目に係る就学援助の額は、年度毎に教育長が別に定める。

(援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育長が定める日までに、次に掲げる書類を添付して、別に定める就学援助費認定申請書を児童生徒が在学する学校の校長を経由して教育長に提出するものとする。ただし、安堵町立小学校又は中学校以外の学校に在学している児童又は生徒に係る就学援助の申請については、この限りではない。

(1) 前年中の所得を証明できる書類(源泉徴収票、給与証明書等)

(2) 住民票謄本

(3) その他教育長が必要と認める書類

(認定)

第5条 教育長は、前条の規定により申請書を受領したときは、延滞なく審査を行い、申請書に基づきその内容を審査し、認定するものとする。

2 教育長は、前項の審査を行うに当たり、必要があるときは、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員に対して助言を求めることができる。

(認定等の通知)

第6条 前条により就学援助の認定の可否を決定した場合、当該申請保護者に対し、当該児童又は生徒の認定の可否を通知するものとする。

(認定期間)

第7条 前条の規定により就学援助の認定を受けた者(以下「被認定者」という。)が就学援助を受けることができる期間(以下「認定期間」という。)は、次の各号のいずれかの期間とする。ただし、第9条に該当するときは、この限りではない。

(1) 被認定者が教育長が定める期日までに第4条の申請を行ったときは、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

(2) 年度途中で教育長が定める期日を過ぎて、第4条の申請を行ったときは、当該被認定者が教育長に対して就学援助の申請した日から翌年の3月31日までの期間とする。

(就学援助等)

第8条 町長は、被認定者に対し前条に規定する認定期間に応じて、次に掲げる区分に応じ、就学援助を行う。

(1) 第3条の第1号から第4号、第6号及び第7号について、当該被認定者に対し給付するものとする。

(2) 第3条の第5号については、学校長から医療券の交付申請のあった者に限り、医療機関からの請求に基づき当該医療機関へ支払うものとする。ただし、やむを得ず個人負担分として支払った医療費については、その旨の請求に基づき給付することができるものとする。

2 町長は、就学援助に係る費用（以下「就学援助費」という。）の支給を、当該被認定者の児童生徒が在学する学校の学校長を通じて行うことができる。

3 学校長は、被認定者からの委任状により、当該被認定者の就学援助費の請求、受領及び執行を行うことができる。

（支給時期）

第9条 第3条の就学援助費の支給時期については、別に定める。

（異動等の報告）

第10条 被認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、教育長に当該事項を届け出なければならない。

(1) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。

(2) 就学援助を必要としなくなったとき。

(3) 前年度の所得に関し、修正申告を行ったとき。

（認定の取消し等）

第11条 教育長は、次の各号に掲げる場合、第7条に規定する認定期間中であっても被認定者に該当する者でなくなった日をもって就学援助の認定を取り消すものとする。

(1) 被認定者の児童又は生徒が死亡したとき。

(2) 被認定者の児童または生徒が転出したとき。

(3) 前2条に規定する保護者の要件に該当しなくなったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により就学援助費の支給を受けたとき。

(5) その他、教育長が就学援助の認定の取消しを必要と認めたとき。

2 教育長は、前項の保護者に対し、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、その都度教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月14日から施行し、平成17年4月1日より適用する。

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。